

校 訓

真実・自律・友愛

目 標

「求めて学び、耐えて鍛える」

具体的な努力目標

- さわやかな挨拶ができる。
- 正しい言葉遣いができる。
- 整った身だしなみを身に付ける。

静岡農業高等学校々歌

青山 於菟 作詞
飯塚 揆一 作曲

一 あ 五 ひ と く さ の い の ち いく べら き
 ニ ミ ヲ ク シ ニ ト フ ミ ノ タ ミ ノ ナ カ ラ ノ
 ミ あ し を ゆ ふ ベ に あ お く ふ じ の ね

た な つ も の の め れ ら の て に て
 そ ト イ マ ヤ ワ レ ラ ノ テ ニ テ
 け だ か し や こ の や ま こ せ ほ

お お こ の て に つ くり かん こ じん い わ せ
 オ オ コ ノ テ ニ ツ くり ナ シン コ シン イ ワ ズ
 の れ ら の り ぞ う い や 長 か し こ じん い わ せ

や の つ こ せ ほ く に の も と ち り
 ヤ ン ク コ ソ ハ ワ ニ ノ モ ト ナ リ
 や ふ じ こ せ ほ み く に の す が た

- 1 青人草の生命生くべき たなつもの
吾等の手にて
おゝ この手にて作りなん
古人云はずや 農こそは 国の本なり
 - 2 みくにの富の民の力の もといをば
吾等の手にて
おゝ この手にて作りなん
古人云はずや 農こそは 国の本なり
 - 3 朝夕に仰ぐ不二の峯 けだかしや
この山こそは
吾等の理想 いや高し
古人云はずや 富士こそは みくにの姿

第一 応援歌

1 霊峰富士の眼に近き
駿河の海の潮騒さいと
意気天をつく静農の
健児に強き自信あり

2 溢るる熱を沸たぎらせつ
雄々しく立てる我が選手
鍛えて固き健脚を
試すは今ぞいざ奮ふるえ

3 栄はえある今日の優勝は
瑞穂も清き静農の
健児の上に輝かん
奮へよ立てよ我が選手

第 二 応 援 歌

1 土踏む足のたくましく

若鷺立ちて今叫ぶ

あゝ その意気よ その腕^{かいな}

ふるえ強敵なんのその

フレー 静農 我がホープ

フレー 静農 我らのホープ

2 まなじり強き団結に

かためし胸は今こぞる

おゝ その声よ その力

競へ凱歌^{がいか}の波を呼べ

フレー 静農 我がホープ

フレー 静農 我らのホープ

3 熱呼びかわすグラウンドに

栄光の時今きたる

おゝ その業よ その意気よ

あげて制覇の道をゆけ

フレー 静農 我がホープ

フレー 静農 我らのホープ

美しい未来へ

作詞 阿久根治喜

作曲 さだまさし

- 1 今 私は立つ ふるさとの大地
今 夢に見る 地球の未来
土を起こせ 種をまけ
永遠の花畑を この手で築け

FFJ FFJ FFJ
さあ 手をつなごう 友と

- 2 今 語り合おう 父や母のこと
今こそ 残そう 緑の地球
木を植えよう 夢を育て
豊かな森を水を この手で守る

FFJ FFJ FFJ
さあ 夢を継げ 明日へ

- 3 今 私は翔ぶ 平和のために
今 はばたく 仲間たちよ
子供達に 伝えよう
美しい この国を そしてこの星を

FFJ FFJ FFJ
さあ 感動へ 旅立とう

FFJ FFJ FFJ
さあ 美しい 未来へ

F F J の 歌

作詞 吉沢 美之
作曲 堀内 敬三

1 みのる稲穂に 富士と鳩

愛と平和を 表わした

旗はみどりの 風に鳴る

土に取りくむ 若人の

意気と熱とが もり上げた

F F J F F J われらの誇り

2 北に南に わきあがる

自主と 自由の情熱が

むすび花さく クラブこそ

学徒我らの 行く道を

照らす光だ よろこびだ

F F J F F J われらの理想

3 香る大地に がっちりと

学と行とを 両の手に

伸びる生命の たくましさ

明日の日本の 農業に

若い息吹を 吹入れる

F F J F F J われらの希望

沿革概要

- 大正 3 年 12 月 7 日 文部省実業学校規程により安倍郡立農学校乙種として設立認可(静岡市曲金)
- 大正 4 年 4 月 1 日 第 1 学年 40 名、第 2 学年 39 名、入学許可、入学式举行
- 大正 8 年 3 月 28 日 甲種組織に変更の件認可され、校名を安倍農学校と改称
- 大正 11 年 4 月 1 日 県立に移管され、校名を静岡県立安倍農学校と改称
- 大正 15 年 4 月 1 日 静岡県立農業補習学校教員養成所、本校に併設
- 昭和 6 年 2 月 6 日 校名を静岡県立静岡農学校と改称
- 昭和 11 年 12 月 23 日 移転敷地・静岡市古庄 525 番地 26,730.7 m²(8,086 坪) 並びに実習地 19,256.83 m²(5,825.165 坪) 買収
- 昭和 13 年 7 月 21 日 新校舎に移転完了
- 昭和 16 年 4 月 1 日 農業土木科新設(定員 50 名) 併設静岡県立青年学校教員養成所独立移転(島田市幸町)
- 昭和 19 年 10 月 28 日 安倍郡美和村油山に演習林 72,787.09 m²(7 町 7 反 3 畝 28 歩) 購入
- 昭和 23 年 4 月 1 日 新学制により静岡県立静岡農業高等学校として発足
- 昭和 23 年 4 月 1 日 園芸科新設(定員 50 名)
- 昭和 23 年 9 月 1 日 定時制課程(昼間農業科) 併置(定員 40 名)
- 昭和 24 年 1 月 15 日 安倍郡有度村有度中学校に分校(定時制課程・夜間農業科) 設置

昭和 28 年 4 月 1 日	有度分校（定時制課程・夜間農業科） 募集停止
昭和 28 年 9 月 20 日	静岡市国吉田に柑橘園購入 10,899.21 m ²
昭和 30 年 4 月 1 日	定時制課程（昼間農業科）募集停止
昭和 37 年 4 月 1 日	農業科廃止・食品化学科新設（定員 50 名）
昭和 38 年 3 月 28 日	食品製造実習室竣工
昭和 38 年 4 月 1 日	柑橘科新設（定員 80 名）・農業土木 科定員増（50 名を 90 名に）
昭和 39 年 3 月 27 日	鉄筋 4 階西校舎竣工（第 1 期）
昭和 40 年 3 月 28 日	鉄筋 4 階本館校舎竣工（第 2 期）
昭和 41 年 4 月 1 日	造園科新設（定員 40 名）
昭和 42 年 2 月 8 日	農業土木科定員減（90 名を 40 名） 園芸・食品化学科各定員減（50 名を 40 名に）
昭和 42 年 3 月 31 日	鉄筋 4 階本館校舎竣工（第 3 期）
昭和 42 年 12 月 28 日	体育館兼講堂・昇降所竣工
昭和 44 年 3 月 25 日	静岡市北沼上井戸ヶ谷に柑橘園買 収 20,483 m ²
昭和 50 年 4 月 1 日	園芸科・柑橘科を一括募集（定員 120 名）
昭和 54 年 3 月 24 日	後援会所有井戸ヶ谷農場実習地 1,202 m ² 県に移管
昭和 54 年 3 月 27 日	グラウンド内国有地 2,426 m ² 買収
昭和 58 年 4 月 1 日	柑橘科生活科学コース設置
昭和 61 年 4 月 1 日	生活科学科新設（定員 40 名）
平成 3 年 4 月 1 日	食品科学科新設
平成 6 年 4 月 1 日	生産系（生物生産科・生産流通科）、 食品系（食品科学科・生活科学科）、 環境系（環境科学科）新設
平成 11 年 3 月 23 日	本館校舎竣工

平成 12 年 3 月 31 日	ハンドボールコート テニスコート他 外構工事完成
平成 18 年 1 月 30 日	体育館耐震工事完了
平成 22 年 3 月 9 日	食品実験・実習棟耐震工事完了
平成 22 年 8 月 6 日	部室棟改築工事完了
平成 22 年 12 月 10 日	製茶工場、農業土木造園実習棟、 プール付属棟耐震工事完了
平成 24 年 1 月 18 日	造園実習棟耐震工事完了
平成 24 年 2 月 17 日	園芸実習棟耐震改築工事完了
平成 26 年 9 月 20 日	創立 100 周年記念式典
令和元年 12 月 5 日	第 22 回全国農業担い手サミット in しずおか寛仁親王妃信子殿下お成り に際して本校御視察
令和 2 年 6 月 30 日	普通教室等空調機器設置工事完了
令和 4 年 3 月 11 日	造園 CAD システム設置
令和 4 年 3 月 15 日	温室複合制御装置設置

生徒心得

校内生活

- 1 学校生活を明るく、充実したものにしよう努める。
- 2 集会・儀式においては行動を速やかにし、秩序を保ち静粛にする。
- 3 常に校内の美化に努めるとともに、整理整頓に心掛ける。
- 4 始業後、放課後までは許可なく外出してはならない。外出の必要があるときは関係教師の許可を受け、外出許可証を携帯する。
- 5 ゲームなど娯楽的なもの及び品性を損う書籍などは校内に持ち込まない。
- 6 教室・廊下・階段などでさわがしい行為をしない。
- 7 携帯電話・スマートフォンは学校の敷地内では使用することはできない。(但し授業担当者から指示がある場合を除く)
- 8 建物や樹木を愛護し損傷や落書をしない。また物品等を破損した時は直ちにホームルーム担任へ届け出る。
- 9 拾得物や紛失物はすぐに届け出る。
- 10 集会や募金などをする時は許可を受ける。
- 11 事故が起きた時は直ちに報告する。
- 12 休日に校内の施設を使用する時は、必ず管理職員、顧問教師の許可と指示を受ける。
- 13 最後に教室を退出するものは必ず戸締り、消灯をする。

学 習

- 1 授業を大切にし、知識・技術の習得に積極的に取り組む。
- 2 予習、復習など家庭学習にも積極的に取り組む。
- 3 実験実習においては特に安全・衛生に留意し、担当教師の指示に従って行動する。
- 4 テストについて
 - (1) チャイムが鳴る2分前に着席していること。
 - (2) 不正行為は絶対に行わない。

- (3) 机の整理・整頓
- (4) 机の中は空、ポケットの中も空にする。
- (5) 試験中の物の貸し借りは禁止
- (6) 筆箱等は、教室内持込禁止
- (7) ティッシュボックス等は、教室内持込禁止
- (8) 膝掛け等は、教室内持込禁止
- (9) 携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ、各種ポータブルプレーヤー等は、教室内持込禁止。
- (10) テスト用紙配布中や回収中は筆記用具を持たず、私語はしない。
- (11) 試験中の退出は原則認めない。途中退出後の解答はできない。

出・欠席など

- 1 始業5分前までに登校し、遅刻をしないように心がける。
- 2 8時25分のチャイム開始時点で着席できない場合は遅刻とする。
- 3 遅刻した時は職員室で遅刻届に記入し、検印を受けてから授業担当教師に提出し、授業に出席する。
- 4 早退をする時は、副校長、教頭、ホームルーム担任及び養護教諭に許可を受け、早退許可願を提出する。
帰宅後、その件を担当に連絡する。
- 5 病気その他やむを得ない理由で欠席・遅刻する場合は、予め原則として保護者が学校に、ロコクリまたは電話で連絡する。
- 6 忌引の時は学校に連絡する。忌引日数は次のとおりである。
 - (1) 父母 7日以内
 - (2) 兄弟姉妹 5日以内
 - (3) 祖父母 3日以内
 - (4) 曾祖父母・叔(伯)父母 1日

服 装

- 1 本校生徒としての品位を保ち、清潔な身だしなみに心がけ、決して他人に不快感を与えることのないようにする。
- 2 通学には制服を着用すること。

- 3 通学の際は、黒・茶色の革短靴、または華美でない運動靴とする。
- 4 校舎内では学校規定の上履を用いる。
- 5 靴下は男子は白色、黒色、紺色の無地でワンポイント可とする。女子は黒色、紺色の無地でワンポイント可とする。
- 6 やむを得ず異装しなければならない時は学校に願い出て許可を受ける。
- 7 頭髪・服装は常に清潔にし、高校生としての品位を保つこと。
- 8 服装・頭髪に関する細則は別に定める。いかなる化粧も禁止する。

所 持

- 1 学習に不必要な物品は校内に持ち込まない。
- 2 通学用カバンは、スポーツバック等の基本型バックとする。ただし、蛍光色で華美なものや、他校の通学用バックは禁止する。
- 3 レインシューズ、傘等の雨具は安全性を重視した華美でないものとする。
- 4 着色レンズや変形したメガネ、カラーコンタクト等は禁止とする。
- 5 指輪・ネックレス・ピアス等の装飾品の着用及び化粧品類は禁止する。リップクリームは無色のものであること。
- 6 携帯電話及びスマートフォンは電源を切りロッカー又はバックの中に入れておくこと。
- 7 身分証明書は常に携帯する。

礼 儀

- 1 言葉遣いは正しく丁寧にする。
- 2 校内、校外を問わず、教師、年長者、外来者に対し、粗野な態度をとらない。

通 学

- 1 通学方法は徒歩、自転車、バス、電車とする。
- 2 社会の交通ルールや電車内でのマナーを守る。
- 3 事故が起きた時は相手を確認し、直ちに学校に連絡をする。

- 4 自転車に通学する時は次の事項を守り、許可を受け指示に従う。
 - (1) 自転車保険へ加入する。
 - (2) ミニサイクル、マウンテンバイク、スポーツバイク(ロードバイク等)等は認めない。
 - (3) 電動アシスト自転車は認めるが、フル電動自転車(ナンバー、アクセル付き)やキックボードは認めない。
 - (4) 車輪の大きさは安全性を考慮し、体型に見合ったものとする。
(26、27インチ)
 - (5) ハンドルはフラットハンドル、オールラウンダー型とする。(変形させない)
 - (6) スタンドは両足スタンドとする。
 - (7) 雨天時には合羽を使用する。傘さし運転は禁止する。
 - (8) 自転車は所定の自転車置場に整頓しておき、必ず鍵をかける。
(ツーロックが望ましい。)
 - (9) 道路交通法を遵守する。

友人関係

- 1 友情の尊さを重んじ、お互いの向上のためにこれを育てるよう努める。
- 2 金銭や物品の貸借は行わない。

校外生活

- 1 校外においても本校生としての品位を保ち、責任ある行動をする。
- 2 生徒としての本分に反する行為は絶対にしない。
- 3 不健全な娯楽場や飲食店には出入りしない。
- 4 夜間外出はつとめてさけ、行先、帰宅時間等を予め家の人に連絡し午後9時を超えない。時間外の外出は必ず保護者同伴とする。
- 5 集会に参加したり旅行、登山、キャンプ、アルバイト等をする時は予め届け出て許可を受ける。
- 6 外泊する場合は必ず保護者の承諾を得る。
- 7 校外で事故やトラブルが生じた時は直ちに学校へ連絡する。

保 健 衛 生

- 1 基本的な生活習慣を身につけ、自己の健康管理に努める。
- 2 清掃分担区に従って、責任をもって校内美化に努める。
- 3 保健室は応急処置の場であることを心得、利用については教師の指示を受ける。
- 4 学習中及び登下校中のけがは、速やかに報告する。

諸願及び諸届

願、届はすべてホームルーム担任を通じて校長に届け出ること。

(1) 願を提出しなければならないもの

- ア 休学・退学、転学するとき
- イ 各種証明書（成績、卒業見込み、在学、身分）の交付を願うとき
- ウ 旅客運賃割引証の交付を願うとき
- エ 団体の結成、集会、掲示、文書発行、出版、販売、募金等を行うとき
- オ 電車、バス、自転車等の乗車通学をするとき
- カ 異装するとき
- キ 校外の諸団体に加入するとき
- ク 四輪普通免許（3年生のみ）を取得するとき
- ケ 登山、宿泊、旅行、キャンプ等をするとき
- コ アルバイトをするとき
- サ 外出、早退をするとき
- シ 授業以外で校内の施設、設備を利用するとき

(2) 届を提出しなければならないもの

- ア 住所、氏名、電話番号、保護者などに変更があったとき
- イ 遅刻、欠席、忌引をしたとき
- ウ 下宿するとき
- エ 拾得物、紛失物のあったとき
- オ 伝染病にかかったとき
- カ 交通事故（加害、被害、自損）のとき

頭髪・服装について

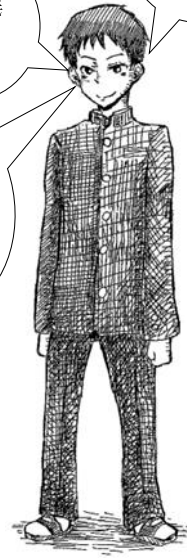
男子

【頭髪】

- 1 短髪またはスポーツ刈りを基本とする。すそ、もみあげ、ひげを伸ばさないこと。
- 2 次のような髪への加工は禁止する。
 - (1) パーマ・アイロン等の加工
 - (2) 染色・脱色
 - (3) まゆ毛の加工・そり込み・毛抜き
 - (4) 基本型でないもの、その他の加工(整髪料不可)

【服装】

- 1 右襟に校章・左襟に系章(自分から見て)
- 2 カラーをつける。
- 3 学ラン・ズボンに蛇腹がついていること。
- 4 ベルトは黒もしくはこげ茶色とする。
- 5 靴下は黒・白・紺の単色無地とする。



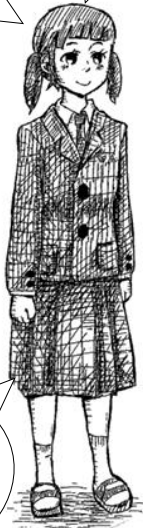
女子

【頭髪】

- 1 髪が肩にかかる場合は髪をしぼる。(ゴムの色は黒・紺・茶)
- 2 前髪は、まゆ毛から出ないようにする。
- 3 次のような髪への加工は禁止する。
 - (1) パーマ、カールその他の加工
 - (2) 染色・脱色(アイロンやドライヤーによる変色も含む)
 - (3) まゆ毛の加工

【服装】

- 1 ケット上部右側に校章・左側に系章(自分から見て)
- 2 ネクタイは改造しない。
- 3 スカートの長さは、立て膝をして床に触れる程度とする。(スラックスも可)
- 4 靴下は黒・紺の単色無地とする。(長さは踝より長く、膝より下の長さとする)



頭髪・服装に関する細則

〔男子〕

- 1 学校規定の黒の詰襟学生服に所定のボタンを用い右襟に校章、左襟に系章をつける。
- 2 ズボンはタック(ひだ)の入らないものを標準とする。ズボンは加工しない。ベルトは必ず着用し、学生ズボンに合った華美でないものとする。(色は黒、こげ茶、幅2～3cm)
- 3 (夏季の服装)
上着を着用せず、学校指定のワイシャツ(半袖・長袖)の服装とする。
- 4 靴は黒・茶色の皮短靴、または華美でない運動靴とする。
- 5 靴下は白色、黒色、紺色の単色無地(ワンポイント可)とする。
- 6 裏地の覚書きには、氏名など必要事項を記入しておくこと。
- 7 冬季防寒のため、カーティガン又はVネックセーターを着用する場合は、紺色、黒色、灰色又は白色で単色・無地のものとし、制服よりはみだしたりしないようにする。ジャージの着用は禁止とする。

【女子】

- 1 学校規定の制服は白ブラウス・ネクタイ・ベスト・上衣を着用し、上着の左胸ポケット上に校章（右）、系章（左）をつける。
- 2（夏季の服装）
上着をとり、①ベスト・ネクタイ・学校指定長袖ブラウス、または、②学校指定のブラウス（半袖・長袖）の服装とする。
- 3 靴は黒・茶色の皮短靴、または華美でない運動靴とする。
- 4 靴下は黒色、紺色の単色無地（ワンポイント可）とする。冬季防寒のため、黒のストッキング及び黒色で無地のタイツを使用することができる。
ルーズソックス・レッグウォーマー・オーバーニーソックス・二重履きは禁止とする。
- 5 上衣・ベスト・スカート（スラックス）とも生徒名票をつける。
- 6 冬季防寒のため、カーディガン又はVネックセーターを着用する場合は、紺色、黒色、灰色又は白色で単色・無地のものとし、制服よりはみだしたり、ネクタイがかくれぬようにする。 ジャージの着用は禁止とする。

静岡農業高校いじめに関するガイドライン

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、どのような理由があるうとも絶対に許されない行為である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・クラス、委員会、実習や部活動などの仕事を無理やり押し付けられる 等

2 いじめの判断

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめられたとされる生徒の気持ちを重視する。また、その際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、周囲の状況等をしっかりと確認し判断する。

3 いじめた生徒への指導

いじめは、特別指導の対象となる場合がある。特別指導とは、入学時に配布した「生徒指導の基本方針ガイドラインについて（お知らせ）」による。

政治的活動等に関する規定

1 政治的活動の原則

- (1) 学校教育活動及び学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学校生活への支障や学校の政治的中立性の確保への支障が生じるおそれがあることから、原則として禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校の構内で行われる選挙運動や政治的活動が、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合は禁止する。
- (3) 上記の(2)のような場合は除き、放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が有権者として判断し行うものとする。

2 政治的活動等に関する留意事項

- (1) 高校生の選挙活動は、関係の法律の定めにより 18 歳の誕生日の前日以降でなければならない。
 - (2) 学校教育活動や学校の構内で、選挙運動や政治的活動を行った場合は、特別指導等の対象となる。
 - (3) 放課後や休日等に学校の構外で、違法、暴力的又はそのおそれが高い選挙運動や政治的活動を行った場合は、特別指導等の対象となる。
 - (4) 構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。
- ## 3 その他、政治的活動等に関しては、関係法令の規定を考慮して対処する。

附則 平成 28 年 4 月 1 日実施

生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県立静岡農業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は校訓を旨としてホームルームならびに部活動を基礎とする会員の健全な自主活動の促進を図り、農業高校生としての生活経験を通じて、将来よき社会人を目ざし指導的農業人としての素質、技能を養うことを目的とする。

第3条 本会は本校に在学する全生徒をもって組織する。

第4条 本会の運営に関しては本校教職員の指導助言を乞うものとする。

第5条 本会運営の最高責任者は校長とする。

第6条 校長は生徒役員を任免する権限を持つ。

第2章 役 員

第7条 選挙管理委員会は生徒会、その他の選挙に関する全般的な管理を行う。

(1) 本委員会の委員は各クラス選出の委員で構成し、顧問として教師を置く。

(2) 本委員会の委員が立候補した場合、委員の資格を失う。この場合、本委員会は直ちに補充を行う。

第8条 本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記若干名、会計若干名、事業部長1名、農業部長1名、文化部長1名、スポーツ部長1名、庶務若干名。

ただし、副会長2名中、1名は学校農業クラブ会長、1名は同副会長を兼任する。また書記、会計、庶務は学校農業クラブ庶務、会計を兼任することができる。

第9条 会長は会を代表しこれを統轄する。

第10条 役員は次の方法により選出される。

- (1) 会長は全会員の無記名投票により、投票総数の過半数を得た得票者とする。過半数得票者のない場合は上位2者による決選投票を行なう。複数候補者のないときは、信任投票によって投票総数の過半数の信任を得た者とする。
- (2) 会長、副会長1名（学校農業クラブ会長兼任）、4部長は2年生より選出し、副会長1名（学校農業クラブ副会長兼任）は1年生より選出する。
- (3) 副会長および4部長は全会員の無記名投票によりそれぞれの最高得票者とする。複数候補者のないときは、信任投票によって投票総数の過半数の信任を得た者とする。
- (4) 書記、会計、庶務は会長が委嘱する。

第11条 役員任期は1ヶ年とし、改選は毎年1月に行なうものとする。ただし、重任は妨げない。役員に欠員を生じた時はただちにこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。役員のリコールは会員の3分の1の署名をもって解職選挙を実施し、投票総数の3分の2のリコール支持をもって成立する。

第3章 機 関

第12条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会は本会の最高議決機関である。
- (2) 総代会は各ホームルーム総代1名及び会長・副会長、部長をもって組織し総会の機能を随時代行する。
- (3) 本会は執行機関として次の4部をおき各部にはそれぞれ部長1名を置く。

事業部 農業部 文化部 体育部

- (4) 本会は学校農業クラブを併設する。

第13条 総会は年度毎、総代会は毎月1回以上開くを原則とする。

ただし、会長は必要に応じ総会及び総代会を開くことができる。

第14条 会議は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数によってきめられる。

第15条 本会会員は入会金及び会費を所定の期日に納付する。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 予算の編成は会計が行い決定は総代会の議を経て総会において決める。

第18条 会計監査は総代会が行う。

附 則

第1条 本会のあらゆる活動は校長の承認を受けなければならない。

第2条 規約の改正は正会員の3分の1以上の署名により要求のある場合及び総代会の発議により会長がこれを総会にはかり全会員の過半数の賛成をもって行う。

第3条 本会の事業の執行に当たって必要な細則の改廃は総代会が行う。

第4条 本規約は昭和41年4月1日よりこれを施行する。

S50. 4. 1	第14条	改正
S52. 4. 1	第7、9、11、14条	改正
S53. 4. 1	第7、9、10条	改正
H21. 5. 7	第8条	改正

生徒会各部細則

第1条 生徒会規約第12条第3項の各部(農業部、体育部、文化部、事業部)の細則を定め、第4項の学校農業クラブ会則については別に定める。

ただし、農業部、体育部、文化部にはそれぞれ各ホームルームから選出された委員をおき、ホームルームに関する連絡運営等の任にあたる。農業委員と学校農業クラブ学級委員は兼任する。

第2条 各部は生徒会規約第2条の目的達成のためそれぞれ下記の事業及び活動を行う。

(1) 農 業 部

ア 各種集会、研究発表会、講習会、品評会の開催

イ 各種農業関係物品の共同購入、販売

ウ 各種視察見学旅行の実施および他校農業クラブ、同窓会その他の他友好団体との連携

エ 各種物品の管理保管および使用計画の立案

オ その他目的達成に必要な事業の計画実施

(2) 体 育 部

ア 各種競技大会の計画実施

イ 各種対外試合(練習試合を含む)への参加

ウ 指導者講習会、研究会等の計画実施

エ 各種運動具等の管理保管および使用計画の立案

オ その他目的達成に必要な事業計画実施

(3) 文 化 部

ア 各種発表会、展示会、研究会の計画実施ならびに出版物の発行配布

イ 各種対外活動への参加

ウ 各種備品の管理保管及び使用計画の立案

エ その他目的達成に・必要な事業計画の実施

(4) 事 業 部

ア 風紀委員会 校内における会員の道義向上に必要な諸活動

イ 美化委員会 校内の美化促進に関する諸活動

ウ 保健委員会 保健衛生知識の普及徹底および諸行事への協力

エ 選挙管理委員会 各種選挙の管理運営

- オ 放送委員会 校内放送及び視聴覚活動
- カ 文化委員会 静農祭ポスター・テーマ・題字の決定
- キ 図書委員会 学校図書館活動
- ク 交通安全委員会 交通安全に関する諸活動
- ケ 友愛委員会 校訓「友愛」および農クの「社会性」の実践的活動をめざす。JRC活動を含む。
- コ 体育委員会 体育大会及び学年球技大会の運営
- サ 農業委員会 農業クラブ関係の発表及び各種大会等の企画・実施
- シ 応援委員会 生徒会諸活動の意気を高揚し、会員の団結をはかる。
- ス 静苑編集委員会 静苑の編集発行

第3条 各部にはそれぞれ次の部活動(事業部にあつては委員会)を置くことができる。部活動には全員所属する

(1) 文化部

吹奏楽、書道、美術、海外研究、コンピューター、囲碁将棋、茶道、写真、クッキング、ホームメイド

(2) 体育部

野球、陸上競技、男子ハンドボール、女子ハンドボール、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子テニス、女子テニス、剣道、卓球、水泳、山岳

(3) 農業部

野菜、草花、生物工学、環境科学、食品化学

第4条 部活動の新設は同好会の昇格による。ただし、人数・活動状況から判断する。

第5条 部活動が7名以上の場合で存続を希望する場合は、届け出る。ただし、7名未満の場合は、1年間を限度として存続を認める場合がある。

第6条 部活動の廃止は、次の場合とする。

- (1) 部員・顧問の相談の結果、廃止を希望する場合

(2) 同好会へ降格した場合

第7条 委員会は各ホームルーム 1名ずつの代表によって編成する。

第8条 同好会の認定は1年限りとし、次の条件を満たすものとする。

ただし、予算配分はしない。(同好会は部活動への昇格を前提とするものである。)

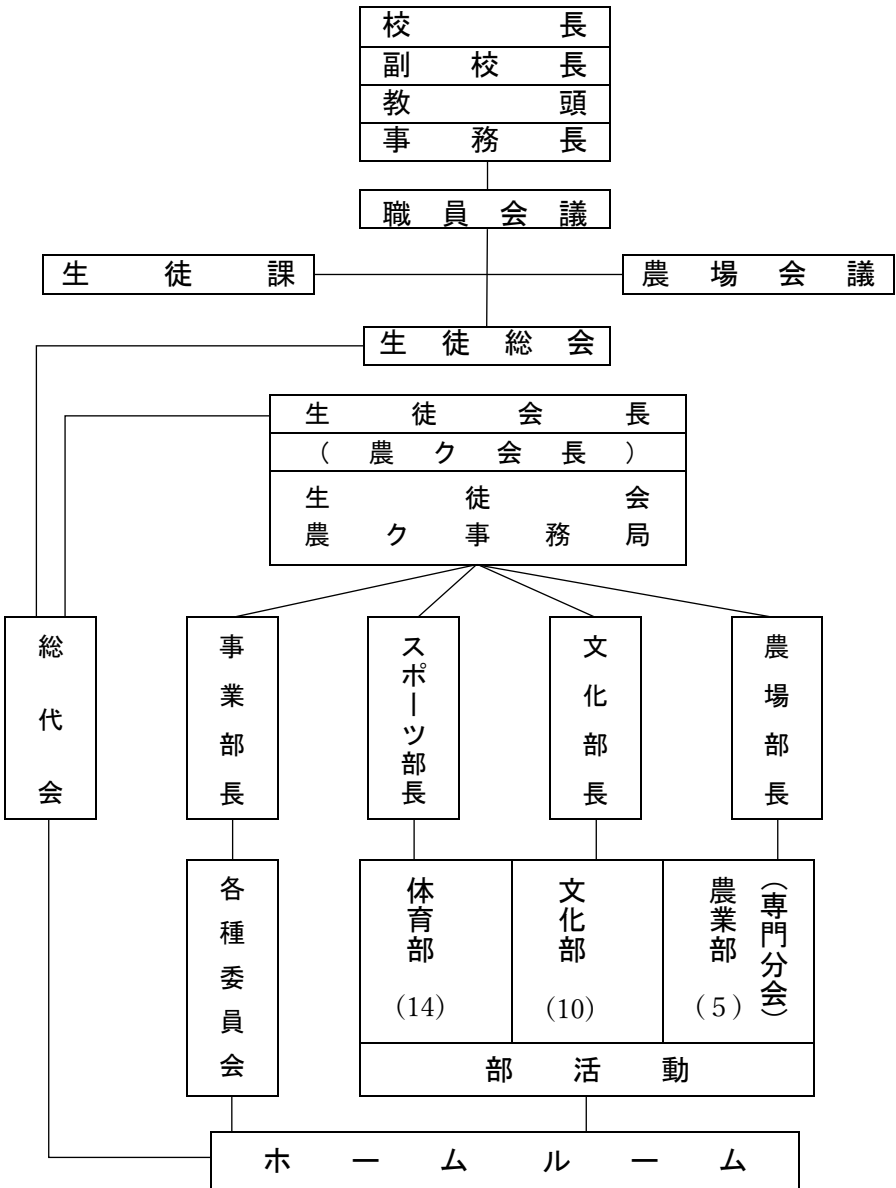
(1) 新規設立の場合

- ア 会員が7名以上いること。
- イ 施設が確保できること。
- ウ 適当な指導顧問教師がいること。
- エ 予算的に無理がないこと。

(2) 部活動の降格による場合

生 徒 会 組 織 図

学 校 農 業 ク ラ ブ



地震心得

○「南海トラフ地震に関連する臨時情報」の発表時

*在宅時

- ・登校しないで自宅待機する。

*登・下校時

- ・直ちに帰宅する。

*在校時

- ・直ちに指導のもと帰宅する

*校外活動時

- ・直ちに指導のもと帰宅する。

○「震度6弱以上」の地震発生時

*在宅時

- ・登校しないで自宅待機する。

*登・下校時

- ・直ちに帰宅する。

*在校時

- ・直ちに指導のもと帰宅する。

台風や気象に関する特別警報発令時の対応

1 登校前

- ① 午前6時の時点で、静岡市南部や自分の住んでいる地域、通学経路に暴風警報や気象に関する特別警報が発令されている場合は、午前11時まで自宅待機する。
- ② 午前11時の時点で、同地域に引き続いて暴風警報や上記特別警報が発令されている場合は、その日の授業は取りやめ、1日休校とする。
- ③ 午前11時の時点で、同地域の暴風警報や上記特別警報が解除されている場合は、午後から授業を行う。(13:00に登校し、13:25より5時限を実施する。) 静岡市南部や自分の住んでいる地域、通学経路の安全が確認できれば、生徒は授業に間に合うように登校する。

2 登校後

気象情報を基に、生徒の安全面に配慮し下校させることもある。

3 注意事項

注意報や大雨・洪水警報の場合は、原則として登校する。(周囲の状況を判断し安全に注意して登校する。)

安全に登校することが心配される場合は、家族と相談し学校に連絡すること。

テレビ・ラジオ等で情報を確認すること。

図書館利用規定

1 開館時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

※但し、清掃時間および図書整理期間は閉館する。

※長期休業中については、その都度、発表する。

2 閲覧

(1) 館内閲覧

ア 館内では静かにする。

イ 館内では自由に閲覧できるが、利用後は元の位置に図書を戻す。

ウ 図書を無断で館外に持ち出さない。

エ 退館の際は椅子を元に戻し、整理整頓に心掛ける。

オ 館内での飲食は厳禁とする。

(2) 館外閲覧（貸出し）

ア 貸出し、返却 開館時間中随時

イ 冊数および期間 1人5冊まで2週間以内

※但し、予約が入っていない場合は、図書持参の上係員に申し出ることによっての延長が認められる。

ウ 貸出し図書 辞典、事典および赤ラベル図書を除くすべての図書

エ 借りた図書の「また貸し」は厳禁とする。

オ 借りた図書を紛失および破損した場合は、原則として現物をもって弁償する。

アルバイトに関する規定

1 許可条件

- (1) 保護者からの申し出があること。
- (2) 日頃の生活態度が良く、欠点科目がないこと。
- (3) アルバイトの理由や報償の使途が明確なこと。
- (4) 就業時間が、8:00～19:00の時間帯であること。
- (5) 学校行事・実験実習・実習当番・部活動などに支障をきたさないこと。
- (6) 本校の教育に理解のある職場であること。
- (7) 高校生の職種としてふさわしいこと。

2 申請手続

- (1) 必要書類
 - ・アルバイト許可願
 - ・アルバイト許可証

- (2) 申請手順

アルバイトの申請は、学級担任、部活動顧問、学年主任、生徒課アルバイト係、生徒課長、教頭、副校長、校長の順で行う。

3 注意事項

- (1) 常に高校生としての自覚を持ち、校則を厳守すること。
- (2) 学校に無届けで、許可なくアルバイトをしてはならない。
- (3) 就業中に疾病、傷害事故に関係したら直ちに学校に報告すること。
- (4) 所定の期日までに、アルバイト報告書を提出すること。

自動車運転免許取得に関する規定

普通自動車運転免許取得に関しては、生徒の進路の実情を考憲し、取得の機会を与える。その与える条件は、下記の事項である。

1 条件

- (1) 年齢が満 18 歳に達している（ただし、入校は誕生日の 60 日前から可能）。
- (2) 諸会費の滞納がないこと。
- (3) 進路が内定した者は 11 月より自動車学校通学を許可する。（ただし、進路未決定者は、2 学期終業式後より自動車学校通学を許可する）。
- (4) 学業・学校行事を優先させる。
この条件を踏まえた上で、下記の規則を遵守しなくてはならない。
また、規則の理解を確認するため、担任、学年主任に規則の清書を提出する。

なお、自動車学校に関しては公認自動車学校であること。そして、合宿による免許取得は認めない。

2 必要書類

自動車学校運転免許取得許可願

3 規則

- (1) 高校生活を良好に送ること（頭髪・服装・出席状況等）。
- (2) テスト 1 週間前及びテスト期間中は教習・検定を受けてはならない。
- (3) 3 年生の 2 学期以降、欠点を取ったり、補充の必要が発生した場合は、それが解消するまで自動車学校への通学はでない。
- (4) 授業中に自動車運転免許取得の為の勉強はしない。
- (5) 仮免許証は自動車学校で保管し、自動車学校の路上教習以外は決して運転しない。
- (6) 運転免許証を取得したら速やかに担任に報告し、免許証は保護者に預ける。
- (7) 卒業まで決して運転をしたり、友人から誘われても同乗しない。
- (8) 以上の事項について、決して違反のないように十分注意して卒業まで本分を全うする。

4 注意事項

- (1) 学業・学校行事を優先させ、テスト 1 週間前及びテスト期間中は教習を禁止する。

教 習 禁 止 日	⎧	静農祭（準備期間を含む）
		定期試験（1 週間前を含む）
		終業式（午後は通学可） 始業式（午後は通学可）
		テスト返却、特別日課（放課後は通学可）
		登校日（放課後は通学可）

- (2) 卒業式予行、卒業式（終了後は通学可）
- (2) 修了検定、卒業検定、本検以外の欠席は認めない。また、運転免許証取得に関する欠席は、公欠扱いとはならないので注意すること。
- (3) 入校は 11 月 1 日からとする。

日課表

始業は8時25分。5分前登校を心がけましょう。

職 員 打 合 せ	8 : 1 5
朝 読 書	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
S H R	8 : 3 5 ~ 8 : 4 0
1 時 限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
2 時 限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
3 時 限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
4 時 限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
昼 食 ・ 昼 休 み	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 2 5
予 鈴	1 3 : 2 0
5 時 限	1 3 : 2 5 ~ 1 4 : 1 5
6 時 限	1 4 : 2 5 ~ 1 5 : 1 5
清 掃	1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 3 0
終 礼	1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 3 5

短縮日課

	45分（読書あり）	45分（読書なし）
職員打合せ	8:15	8:15
朝読書	/	8:25~8:35
S H R	8:25~8:30	8:35~8:40
1時限	8:40~9:25	8:50~9:35
2時限	9:35~10:20	9:45~10:30
3時限	10:30~11:15	10:40~11:25
4時限	11:25~12:10	11:35~12:20
昼食・昼休み	12:10~12:55	12:20~13:05
予鈴	12:50	13:00
5時限	12:55~13:40	13:05~13:50
6時限	13:50~14:35	14:00~14:45
清掃	14:35~14:50	15:45~15:00
終礼	14:50~14:55	15:00~15:05